新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた緊急事態措置

令和2年5月5日 愛媛 県

- 1 実施期間 令和2年5月7日(木)から令和2年5月10日(日)まで
- 2 対象区域 愛媛県全域
- 3 緊急事態措置
- (1) 外出自粛等の協力要請
- (2) イベント等の開催自粛の協力要請
- (3) 商店街やスーパーマーケット等における協力要請
- (4) 公園等における協力要請
- (5) 施設の使用停止の協力要請(休業協力要請)

4 対象及び内容等

(1) 外出自粛等の協力要請

対象	内容	根拠
県民	・不要不急の外出自粛	特措法
	・都道府県をまたいだ不要不急の移動(帰省、	第 24 条
	旅行等)の自粛	第9項
	・繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛	
事業者	・観光施設等の集客施設に人が集中する恐れが	特措法
	あるときの入場者の制限	第 24 条
		第9項

(2) イベント等の開催自粛の協力要請

対象	内容	根拠
事業者	・全国的かつ大規模なイベント等の開催は、リ	特措法
	スクへの対応が整わない場合は中止または	第 24 条
	延期等、慎重な対応を行う。	第9項
	・それ以外のイベントは、「3つの密」の重なる	
	場を徹底的に回避した上で、体調不良の者は	
	参加させない、海外や感染拡大地域から来県	
	帰県して2週間以内の者は参加させない、感	
	染予防策を徹底する、3つの密など集団感染	
	リスクを回避する、などを満たす場合に限り	
	開催する。	

(3) 商店街やスーパーマーケット等における協力要請

対象	内容	根拠
事業者	・通常の来店客数を大幅に上回るなど、人が密	特措法
	集する状況となった場合には適切に入場制	第 24 条
	限を行うとともに、一方通行の誘導を行う。	第9項
	・入店や会計を待つ際において行列位置の指定	
	を行うなどして、人と人との距離を適切にと	
	る。	
	・人が触りやすい扉や共用部の定期的な消毒、	
	入店前後における手指衛生等を徹底する。	
	・会話時には距離を確保し、対面時にはパーテ	
	ィションを設置するなどして感染防止に努	
	める。	
県民	・買い物に出かける人数を必要最小限に絞ると	特措法
	ともに、混雑時を避ける。	第 24 条
		第9項

(4) 公園等における協力要請

対象	内容	根拠
施設管理者	・地域での話し合いなどにより、使い方の工夫、	特措法
	感染対策について利用者への協力を呼び掛	第 24 条
	ける。	第9項
県民	・公園等に出かける際には、少人数で混雑時を	特措法
	避け、人と人との距離を適切にとる。	第 24 条
		第9項

(5) 施設の使用停止の協力要請(休業協力要請)

種類	内容	根拠
遊興施設	・施設の使用停止	特措法
	【対象施設】	第 24 条
	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、	第9項
	スナック、バー、パブ、カラオケボックス、ラ	
	イブハウス、ネットカフェ、漫画喫茶、場外車	
	(舟) 券売場、射的場、性風俗店	
遊技施設	・施設の使用停止	特措法
	【対象施設】	第 24 条
	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター	第9項

※特措法: 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)